

鳥取県公報

平成29年4月7日(金) 第8889号

毎週火・金曜日発行

			目	次					
\Diamond	告	示	生活保護法による施術者の指定 (271) (福祉監査指導課)・・・・・					• 2
			指定居宅サービス事業者の指定 (272) (東部福祉保健事務所)・・・・					• 2
			指定居宅介護支援事業者の指定(273)(u)					• 2
			指定介護予防サービス事業者の指定(274)	(") • • • • • • • •					• 2
			指定居宅サービス事業の廃止の届出 (275)	(") • • • • • • • •		•			• 3
			指定介護予防サービス事業の廃止の届出	(276) (") • • • • • •		•		•	• 3
			指定障害福祉サービス事業の廃止の届出	(277) (") • • • • • • •				•	• 3
			土地改良区の定款の変更の認可(3件)(278~280) (農地・水保全課)		•		•	• 4
			県営土地改良事業計画の決定(281)(〃)	,				•	• 4
			家畜検査手数料の徴収及び収納事務の委託	(282) (畜産課)・・・・・		•		•	• 4
			指定居宅サービス事業者の指定(283)(中部総合事務所福祉保健局) •		•		•	• 5
			指定介護予防サービス事業者の指定(284)	(") • • • • • • • •		•		•	• 5
			指定障害児通所支援事業者の指定(285)	(西部総合事務所福祉保健局)		•		•	• 5
			指定居宅サービス事業の廃止の届出(286)	(") • • • • • • • •		•		•	• 5
			指定介護予防サービス事業の廃止の届出	(287) (") • • • • • • •		•	•	•	• 6
			指定障害福祉サービス事業者の指定(28	38) (") • • • • • •	• •		•	•	• 6
\Diamond	調達	公 告	一般競争入札の実施(2件)(情報政策課			•		•	• 6
			随意契約の相手方の決定(警察本部会計課			•		•	• 13

示

鳥取県告示第271号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」 という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定に基づき、施術者を指定したので、生 活保護法第55条の3 (中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定によ り次のとおり告示する。

平成29年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	住 所	指定年月日	
山根 渓太	八頭郡八頭町久能寺276	平成28年12月1日	

鳥取県告示第272号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月7日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所の	指定年月日	サービスの種類
氏名	の名称	所在地	有 上	リーヒへの性類
株式会社虹のかけ	デイサービスセン	鳥取市行徳一丁目	平成29年4月1日	通所介護
橋	ター虹のかけはし	162		
医療法人社団三樹	ヘルパーステー	鳥取市扇町176	"	訪問介護
会	ション「まめ助」		,,	

鳥取県告示第273号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、 同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月7日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団三樹会	居宅介護支援事業所「まめ助」	鳥取市扇町176	平成29年4月1日

鳥取県告示第274号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月7日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所の	指定年月日	サービスの種類	
氏名	の名称	所在地	11年十月日	リーころの種類	
株式会社虹のかけ	デイサービスセン	鳥取市行徳一丁目	平成29年4月1日	介護予防通所介護	
橋	ター虹のかけはし	162			
医療法人社団三樹	ヘルパーステー	鳥取市扇町176	,,	介護予防訪問介護	
会	ション「まめ助」		,,		

鳥取県告示第275号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅 サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月7日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 豊

事業者の名称又	指定に係る事業	指定に係る事業	尼山左 月 D		サービスの種
は氏名	所の名称	所の所在地	届出年月日	廃止年月日	類
株式会社ジー・	虹のかけはし	鳥取市行徳一丁	平成29年2月22	平成29年3月31	通所介護
エム・シー		目162	日	日	

鳥取県告示第276号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当 該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告 示する。

平成29年4月7日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口

事業者の名称又	指定に係る事業	指定に係る事業	足山年日日		サービスの種
は氏名	所の名称	所の所在地	届出年月日	廃止年月日	類
廣大産業有限会	デイサービス元	鳥取市用瀬町樟	平成29年2月9	平成29年4月1	介護予防通所
社	気の出る家	原273-3	日	日	介護
株式会社ジー・	虹のかけはし	鳥取市行徳一丁	平成29年2月22	平成29年3月31	,,
エム・シー		目162	日	日	,,

鳥取県告示第277号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に 基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法 第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月7日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サ ービス事業を行ってい た事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	廃止年月日
特定非営	鳥取市良田39-	霞の里作業所	鳥取市良田39-1	就労移行支援、	平成29年3
利活動法	1			就労継続支援	月22日
人霞の里				B型	
観光開発					
株式会社	鳥取市河原町長	緑工房	鳥取市河原町長瀬61-	就労移行支援、	平成29年3
緑工房	瀬61-11		11	就労継続支援	月31日
				A型	
社会福祉	八頭郡智頭町三	ぱれっと三田	八頭郡智頭町大字三田	就労継続支援	
法人自立	⊞946−1		946-1	B型	"
の会					
11	11	短期入所 あおぞら	八頭郡智頭町大字市瀬 1322	短期入所	"

"	II	あおぞら	II	共同生活援助	"
"	II	自立の家	八頭郡智頭町大字智頭 333	"	II.

鳥取県告示第278号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定に基づき、四王寺土地改良区の定款の変更を平成29 年3月31日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第279号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定に基づき、大鴨土地改良区の定款の変更を平成29年3 月31日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

.....

平成29年4月7日

鳥取県知事 平 井

鳥取県告示第280号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、久米ケ原土地改良区の定款の変更を平成29 年4月3日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第281号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(農業競争力強化基盤整 備事業 河内地区 区画整理)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のと おり縦覧に供する。

平成29年4月7日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間

平成29年4月7日から同月27日まで

- 3 縦覧に供する場所
 - 鳥取市役所
- 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から 起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第282号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、家畜検査手数料の徴収及び収納の事 務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月7日

鳥取県知事 平 井 治

1 委託の相手

大山乳業農業協同組合

2 委託した家畜検査手数料

平成29年3月3日付鳥取県告示第127号で命じた検査のうち、大山乳業農業協同組合の組合員から徴収するブ ルセラ病、結核病、ヨーネ病及び牛ウイルス性下痢・粘膜病検査に係る手数料

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

鳥取県告示第283号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月7日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ライト アップ	デイサービスそら いろ	倉吉市幸町532-1	平成29年4月1日	通所介護

鳥取県告示第284号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月7日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ライト	デイサービスそら	倉吉市幸町532-1	平成29年4月1日	介護予防通所介護
アップ	いろ			

鳥取県告示第285号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定 したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月7日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 雄

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通 所支援事業を行う事 業所の名称	指定に係る障害児通所 支援事業を行う事業所 の所在地	障害児通所 支援事業の 種類	指定年月日
特定非営利	米子市東福原	多機能型事業所「ぴの	米子市両三柳3606-1	放課後等デ	平成29年
活動法人ぴ	八丁目24-1	きお」		イサービス	3月30日
のきお					

鳥取県告示第286号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅 サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月7日

鳥取県西部総合事務所長 中

事業者の名称 | 指定に係る事 | 指定に係る事 | 届出年月日 廃止年月日

又は氏名	業所の名称	業所の所在地			類
芦立外科脳神	芦立外科脳神	米子市西福原	平成29年3月7日	平成18年2月1日	訪問看護、居宅
経外科医院	経外科医院	一丁目 1-12			療養管理指導

鳥取県告示第287号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当 該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告 示する。

平成29年4月7日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 雄

事業者の	2名称	指定に係る事	指定に係る事	届出年月日	廃止年月日	サービスの種
又は氏名		業所の名称	業所の所在地			類
芦立外科	脳神	芦立外科脳神	米子市西福原	平成29年3月7日	平成18年2月1日	介護予防訪問
経外科医	院	経外科医院	一丁目 1-12			看護、介護予防
						居宅療養管理
						指導

鳥取県告示第288号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に 基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月7日

鳥取県西部総合事務所長 中 山

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日
特定非営利活	米子市東福原	多機能型事業所「ぴ	米子市両三柳3606-	生活介護	平成29年3月
動法人ぴのき	八丁目24-1	のきお」	1		30日
お					

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

平成29年4月7日

鳥取県知事 平 井

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

教育系ネットワークセキュリティ強靭化に係る機器調達業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から平成34年3月31日まで。

(4) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載し

た金額(以下「入札価格」という。)に100分の108を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その 端数を切り捨てるものとする。) を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とす る。

- (1) 単独企業に関する要件
 - ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、 その業種区分が、事務用機器のパソコン類、情報処理サービスのシステム等開発・改良及び情報処理サー ビスのシステム等管理運営の全てに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に 登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第 5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に 関する申請書類を平成29年4月12日(水)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札 に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡するこ と。

- ウ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争 入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措 置を受けていない者であること。
- エ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平 成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225 号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体に関する要件
 - ア 構成員は、(1)のア、ウ及びエの要件を全て満たしていること。
 - イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1者以上の者が登録されていること。
 - (ア) 事務用機器のパソコン類
 - (イ) 情報処理サービスのシステム等開発・改良
 - (ウ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構 成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成29年4月12日(水)正午まで に4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請 書類の提出と同時に40(2)の場所に必ず連絡すること。

- ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ 場合には、いずれかの者が代表者となること。
- オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
 - (ア) 目的
 - (イ) 共同企業体の名称
 - (ウ) 構成員の名称及び所在地
 - (エ) 代表者の名称
 - (オ) 代表者の権限
 - (カ) 構成員の出資比率又は役割分担

- (キ) 構成員の責任
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (コ) 取引金融機関
- (サ) 解散後のかし担保責任
- (シ) その他必要な事項
- 3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札等に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課市町村連携・セキュリティ対策担当

電話 0857-26-7613

電子メール jouhou@pref. tottori. lg. jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

平成29年4月7日(金)から同月26日(水)までの間にインターネットのホームページ (http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により 直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成29年4月7日(金)から同月26日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午 後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年5月8日(月)午後3時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月2日(火)午後5 時とする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎地階第6会議室

- 5 入札参加者に要求される事項
 - (1) 入札は、紙入札により行うこと。
 - (2) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出し なければならない。
 - (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参により4の(1)の場 所に平成29年4月26日(水)午後5時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額 を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則 (昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1 項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規 則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の 全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることが できる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説 明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とす

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成さ れた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products:
 - ① chassis: 1 Set
 - ② Virtualization Server: 8 Set
 - 3 Backup Server: 1 Set
 - 4 Storage Device: 1 Set
 - ⑤ Console Device: 1 Set
 - ⑥ PowerSupply Unit : 1 Set
 - 7 Citrix NetScaler: 2 Set

*Apply maker maintenance for 5 years to equipment to be procured

- (2) April 26, 2017 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) May 8,2017 3:00 PM: Time-limit for submission of tenders

(May 2,2017 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice: Information Policy Division of General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashimachi, Tottori-city, Tottori 680 - 8570 Japan

TEL: 0857 - 26 - 7613

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

平成29年4月7日

鳥取県知事 平 井 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

教育系ネットワークセキュリティ強靭化に係るソフトウェアライセンス調達業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から平成29年6月9日まで。

(4) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載し た金額(以下「入札価格」という。)に100分の108を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その 端数を切り捨てるものとする。)を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とす る。

- (1) 単独企業に関する要件
 - ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、 その業種区分が、事務用機器のパソコン類であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に 登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第 5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に 関する申請書類を平成29年4月12日(水)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札 に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡するこ と。

- ウ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争 入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措 置を受けていない者であること。
- エ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平 成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225 号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体に関する要件
 - ア 構成員は、(1)のア、ウ及びエの要件を全て満たしていること。
 - イ 競争入札参加資格の業種区分が事務用機器のパソコン類を有する構成員が1以上の者が登録されている こと。

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構 成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成29年4月12日(水)正午まで に4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請 書類の提出と同時に40(2)の場所に必ず連絡すること。

- ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ 場合には、いずれかの者が代表者となること。
- オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
 - (ア) 目的
 - (イ) 共同企業体の名称
 - (ウ) 構成員の名称及び所在地
 - (エ) 代表者の名称
 - (オ) 代表者の権限
 - (カ) 構成員の出資比率又は役割分担
 - (キ) 構成員の責任
 - (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (コ) 取引金融機関
 - (サ) 解散後のかし担保責任
 - (シ) その他必要な事項
- 3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札等に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課市町村連携・セキュリティ対策担当

電話 0857-26-7613

電子メール jouhou@pref. tottori. lg. jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

平成29年4月7日(金)から同月26日(水)までの間にインターネットのホームページ (http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により 直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成29年4月7日(金)から同月26日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午 後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年5月8日(月)午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月2日(火)午後5 時とする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎地階第6会議室

- 5 入札参加者に要求される事項
 - (1) 入札は、紙入札により行うこと。
 - (2) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出し なければならない。
 - (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参により4の(1)の場 所に平成29年4月26日(水)午後5時までに提出しなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額 を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則 (昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条第1 項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規 則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の 全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることが できる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説 明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とす

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成さ れた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

- - (1) Nature and quantity of the products:
 - ① VMware vSphere 6.5 Standard

vSphere Standard 1 CPU License Academic : 16

vSphere Standard Manufacturer maintenance Weekday 8:00-20:00 5 Years Academic: 16

vCenter Standard 1 Server vCenter Standard 1 Server Academic : 1

vCenter Standard Multi-vendor maintenance Weekday 8:00-20:00 5 Years Academic : 1

2 Windows Server OS

Windows Server DataCenter Core 2 core License 2016 Japanese (Academic) : 144

Windows Server Standard Core 2 core License Academic : 8

Windows Rmt Dsktp Service UserCAL 2016 Japanese/English Academic Open: 7,300

Windows Server UserCAL 2016 Japanese/English Academic Open: 7,300

3 Backup software

Acronis Backup 12 for Windows Server + First year maintenance (Academic) : 7

4 SQL software

SQL SvrStd Core 2016 OLP 2 Lic NL Academic CoreLic Qlfd: 4

⑤ Citrix XenAPP

(Edu/Gov) Citrix XenApp Connection User Connection License Advanced Edition: 2,000 (Edu/Gov) Citrix XenApp Connection User Connection License Advanced Edition Software Maintenance 5 years : 2,000

- (2) April 26, 2017 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) May 8,2017 2:00 PM: Time-limit for submission of tenders (May 2,2017 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice: Information Policy Division of General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-city, Tottori 680-8570 Japan TEL: 0857 - 26 - 7613

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

ICカード運転免許証等作成用消耗品の購入 一式 1 調達件名及び数量

2 契 約 方 随意契約

平成29年4月1日 3 随意契約の相手方を決定

した日

4 契約の相手方の名称及び 株式会社DNPアイディーシステム 所在地 東京都新宿区新宿四丁目3-17

5 契 ICカード運転免許証カード基体一般用1箱当たり468,000円 約 **金** 額

ICカード運転免許証カード基体優良用1箱当たり468,000円

ICカード運転免許証カード基体新規用1箱当たり468,000円

経歴証明書用カード基体1箱当たり150,600円

高速型用インクリボン1箱当たり140,000円

本随意契約で調達する物品は、契約の相手方から既に調達をした物品に連接し 6 随意契約による理由

て使用するものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると、既に調達を した物品の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。(政令第11条第1項第 2号)

7 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課

及び所在地

鳥取市東町一丁目271